

1 補助事業名

令和4年度 ICTビジネス高度化支援事業 ビジネス構築ステージ

2 事業期間

1次：交付決定の日から令和4年12月27日（火）まで

2次：交付決定の日から令和5年1月31日（火）まで

3次：交付決定の日から令和5年2月28日（火）まで

3 補助率及び補助限度額

補助限度額3,000千円、補助率10分の8以内

※ 消費税及び地方消費税は含まない。

※ 補助期間及び予算額は本企画提案公募時点の予定であり、変更の可能性がある。

4 事業の概要

(1) 事業の目的

沖縄の情報通信関連産業が抱える課題として、ビジネスモデルが下請け構造にあり、生産性向上のインセンティブが働きづらく労働生産性が上がりづらい構造的な問題が指摘されている。

情報通信関連産業の稼ぐ力を高め、労働生産性を高めるには、ニアショアなどの受注業務ではより上流工程に近い業務（ビジネス）を受注していくか、自社開発のIT商品・サービスを直接顧客にソリューションとして提供するビジネスモデルに転換していくことが重要である。

こうしたビジネスモデルに変革するには、自社の技術力はもとより、顧客に新たな価値を提供するビジネスモデル企画力やビジネス提案力、開発プロジェクトのマネジメント力など企業の総合力を高めていく必要がある。

このため、県内IT事業者が、自社ビジネスの課題を検討し、新たな技術を取り込みつつビジネスプランを磨き上げ、収益性の高い事業へと効果的に展開できるための支援を行うものである。

(2) 本ステージのねらい

県内情報通信関連事業者のビジネスプランを磨き上げ、収益性を見込めるビジネスモデルを構築するため、技術的課題の抽出や市場調査、プロトタイプの開発、資金調達やマネタイズ（収益構造）の検討、パートナー企業の検討など、ビジネスの実現性、発展性を高める取組を支援する。

5 企画提案に当たっての留意事項

(1) 事業目的との整合性

本事業の目的に沿った事業内容とすること。

(2) 企画提案の内容

- ① テストマーケティングやビジネスプランの構築・検証など、本事業の目的やねらいを踏まえた事業計画となっていること。
- ② 構築するビジネスプランやサービスが競合他社と比べ独自性・優位性を有し、事業化に向け差別化を図ることのできる提案であること。
- ③ 事業プランや技術的な課題について実現可能な技術的能力を有し、本事業を的確に遂行できるスケジュール・体制を有すること。
- ④ 事業プランの目的が明確であり、構築に向けた課題把握・整理検討を行うための具体的な計画を有していること。

(3) 体制の整備

本事業を円滑に進めるため、事業管理・経理等を行う体制を整えること。

(4) 採択要件に係る留意事項

補助事業の実施にあたっては、ICTビジネス高度化支援事業補助金交付要綱（令和4年3月31日商情第295号）（以下交付要綱）他関係法令等に従って実施すること。また、補助事業期間の終了後において、沖縄県及びISCO、又は県から業務委託を受けた者が実施するアンケート調査やヒアリング等の事後的な成果検証や、取組の継続状況の確認等に係るフォローアップ調査に協力するとともに、関連する県の事業について、積極的に参加すること。

6 企画提案書

(1) 企画提案応募要領及び本仕様書を踏まえたものとし、次に掲げる内容を含めること。

- ① 申請者の概要
- ② コンソーシアムの構成（※コンソーシアムの場合）
- ③ 企画提案事業内容の説明
- ④ 事業スケジュール
- ⑤ 補助事業を遂行する体制
- ⑥ 事業化計画説明
- ⑦ 経費積算内訳

(2) 原則としてA4判(縦)、左綴りとすること。なお、グラフや図表等は必要に応じてA3判にして折り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

7 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、以下の経費が対象となる。

経費項目	内容
① 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等

② 事業費	
(ア)旅 費	事業を行うために必要な出張に係る経費
(イ)報償費	事業を行うために必要な謝金（外部専門家等に対する謝金等）
(ウ)需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る）の購入に要する経費及び事業で使用するパンフレット、リーフレット等の印刷製本に関する経費 ※リースで対応できる物品はリースを活用すること
(エ)役務費	事業を行うために必要となるサービスを受けるための経費であって通信運搬（郵便料、運送代、通信料等）に要する経費
(オ)委託料	補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
(カ)使用料及び賃借料	事業を行うために必要な物品等のリース・レンタル、会場の使用等に要する経費
(キ)備品購入費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費 ※リースで対応できる物品はリースを活用すること
(ク)その他補助事業に必要な経費	上記以外の経費であって、沖縄県及びISCOが事業を行うために必要と認められた経費

※人件費については、経済産業省が公表している健保等級単価一覧表より算出すること。健康保険の加入義務が無い企業については、昨年度の時給単価を算出し記入すること。

※消費税及び地方消費税については補助対象事業費としないため、事業費の積算に当たっては消費税抜きの価格で積算すること。

※委託料は原則として経費総額の2分の1を超えてはならない。やむを得ない理由により2分の1を超える場合は、経費積算内訳書に理由書を添付すること。なお、事業の主たる部分の実施を第三者に委託することは認めない。

※経費項目毎に積算された詳細について、適正なものか確認するため、積算根拠や見積書等を整備すること。

(2) 経費積算に当たっての特記事項

- ① 人件費の所定時間外労働の賃金等（いわゆる「残業代」）については、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合及び休日出勤が必要な場合で、補助事業者が手当を支給している場合のみ補助対象とする。
- ② 人件費の補助経費計上にあたっては、法定帳簿（賃金台帳・出勤簿等）および給与支払にかかる証憑資料の提出を求めることがある。

8 補助事業の実施に係る留意事項

(1) 補助事業の内容の公表

補助事業については、補助事業者の法人名・代表者名（屋号、個人名）、事業テーマ、事業の概要等を沖縄県、ISCO関連のHP等へ公表することがある。

(2) 交付決定の取消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の支払いは、補助事業が完了したとき、補助事業者が提出する実績報告書に基づき、精算払いを原則とするが、補助事業の円滑な遂行のため、特に必要と認められる場合については、事業完了前に概算払を請求することができる。

(4) 補助金の経理処理

- ① 補助対象経費については、「7(1)経費の区分」を参照すること。
- ② 補助事業者は、補助金に係る経理について、交付要綱第20条第2項に基づき、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間の終了年度の翌年度以降5年間保存すること。
- ③ 補助金の経理処理、証憑書類の整理等については、ISCO から別途提供する経理処理要領によること。
- ④ 調達手続、各経費の支払い等の経理処理及びそれらに係る証憑書類の整理について疑義が生じた場合、その都度、沖縄県及びISCO と協議すること。
- ⑤ 証憑書類は適切に整理し、実績報告に添付すること。
- ⑥ 証憑書類の整理、添付が適切でない場合、当該経費について、補助対象経費から除外することがある。

(5) 補助事業終了時の処理

① 実績報告書の提出

交付要綱第12条に基づき、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、報告書（A4判）及び報告書に係る電子記録媒体（PDF形式（テキストデータ）等に準拠した電子記録）を提出すること。

② 取得財産の管理

補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限がある。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に納付すること。

③ 成果報告書の提出

補助事業の完了後は、実績報告書とあわせて、補助事業における取組内容、結果、成果等をまとめた成果報告書を提出すること。

④ 産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出すること。

(6) 補助事業完了後の成果報告

補助事業者は、補助事業の完了後から5年までの間、毎年度終了後60日以内に補助対象事業の成果報告書を提出すること。

(7) データの取扱い及び利用権限について

本事業において収集したデータの取扱いについては、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）IS0270001 BUREAU VERITAS等に従い、ISCO において適切に管理する。

(8) その他

補助事業の実施にあたって疑義が生じた際には、沖縄県及びISCO と随時協議を行い、その指示に従うこと。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合や、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県及びISCOと協議すること。

10 各書類提出先・問合せ先

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター 産業DXセクション 365グループ

担当：畑中、香川、川越

TEL：0098-953-8154

Mail：asia-info(at)isc-okinawa.org ※(at)は@に置き換えてください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時から17時（12時から13時を除く）